

自治会員のみなさまへ

久野坂下自治会からのお知らせ

回 覧

2023年9月1日

久野坂下自治会
会長 山中満治

- 山神社祭典納涼祭の報告（お礼）
- 神山神社祭典の拠出金協力について
- 9月1日は防災の日
- 小田原囃子の演奏練習について

山神社祭典納涼祭の報告（お礼）

8月26日(土)に、山神社祭典納涼祭を4年ぶりに開催しました。

実施に当たって、自治会役員を中心とする祭典実行委員会を組織し、会場設営班、模擬店班、調達班、イベント班、総務班のグループにそれぞれ分かれ、6月上旬から準備を進め当日を迎えました。

当日は、暑さと雷雨に見舞われましたが、多くの方々にご来場いただき、やぐらの上で子ども太鼓の演奏・模擬店・福引抽選会など、4年ぶりに地域の方々で夏の夜を楽しく過ごせ、大盛況でした。

開催にあたり、皆様からご祝儀をいただきありがとうございました。また、ご協力くださった役員を中心とする実行委員、組長には大変感謝申し上げます。ありがとうございました。

なお、4年ぶりの開催で、いろいろと至らぬ点があったかと思っておりますので、ご意見は、自治会三役までお寄せください。今後、改善していきたいと思っております。

引き続きご協力をお願いいたします。

○ 神山神社祭典の拠出金の協力について（お願い）

神山神社祭典例大祭(10月8日(日))の開催にともない、坂下地区で神輿と山車で区内を巡行し、祭典を挙ることとなりました。

そこで、みなさまに、祭典運営にかかる費用の拠出についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

祭典費として、一世帯あたり700円の拠出をお願いします。

○拠出金の用途・内訳は次のとおりです。

- ・久野地区の鎮守である神山神社より、祭典費の拠出について自治会に要請があり、一世帯あたり500円の祭典費を神山神社に納めます。
- ・坂下地区の神輿。山車の巡行に際し、一世帯あたり200円の前資をもって祭典運営を行います。

防災対策について（久野坂下自主防災組織）

9月1日は、防災の日「後悔しないための備え」

久野坂下自主防災組織では、災害に備え資機材等を備蓄しています。
しかしながら、自主防災組織ですべてを備えることには限界があります。
特に、食料・飲料水・生活必需品は、自主防災組織では備蓄が難しいことから、
各家庭でできる範囲での備えをお願いいたします。

□□□□ 家庭での備え（食料・飲料水・生活必需品） □□□□

- ・電気やガス、水道などが使用できない場合に備えて、長期間保存ができる食料や飲料水を備蓄しておきましょう。
- 防災用のものではなく、普段の食卓で利用しているものを1週間分程度用意しておきましょう。
- 食品備蓄方法については、政府広報オンラインのホームページを参考にしてください。

参考 HP:食料備蓄のコツとは? →



○その他

- ・避難するときに必要なものを、非常用持ち出し袋に用意しておきましょう。
- ・一時避難所及び広域避難所の確認をお願いします。

○小田原^{はやし}囃子の演奏練習について

山車の上で、「笛を吹く・太鼓を叩く」児童を募集しています。

久野坂下地区は、10月8日に開催される「神山神社祭典・神輿山車の巡行」で「山車」の上で、子どもたちが演奏する「小田原囃子」が披露されます。「笛を吹いてみたい、太鼓をたたいてみたい」と思う児童は、ぜひ、坂下公民館で行っている練習に参加してみてください。

（練習の日程等は、9月2日、3日、9日、10日、16日、17日、23日、24日、30日、10月1日 時間は17時から19時まで）



○ その他

○ 組長会議

月 日 9月17日(日)
時 間 16時～
場 所 坂下公民館

○ 久野坂下自治会 臨時総会

月 日 10月1日(日)
時 間 14時より
会 場 坂下公民館
内 容 役員選考委員の選出について
公民館再建推進委員会について
(対面での開催を予定しています)

神山神社祭典関係

●神山神社祭典準備会
月 日 9月2日(土)
時 間 15時～
場 所 坂下公民館
内 容 実施要領、役割分担について

●神山神社祭典実行委員会
月 日 9月17日(日)
時 間 14時～
場 所 坂下公民館
内 容 実施内容について

●神山神社祭典神輿渡御・山車巡行
日 程 10月8日(日)
会 場 坂下地区全域
祭典本部 坂下中央児童遊園地
(詳細は、後日、回覧でお知らせします。)

○敬老行事について 月 日 9月17日(日)

再掲

久野坂下自治会では、小田原市から委託を受け坂下公民館が実施団体となり、多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため次のとおり敬老行事を実施いたします。

対象者：令和5年(2023年)9月15日まで小田原市に引き続き3か月以上居住している方のうち、昭和22年(1947年)4月1日までに生まれた方
(令和6年(2024年)4月1日までに77歳以上になる方)

行事内容：祝品の贈呈(民生委員と公民館三役が伺います。)

○市等からの回覧物

- ・不審な盛土を見かけたら
- ・都市計画道路城山多古線のトンネル新設工事について【第2版】

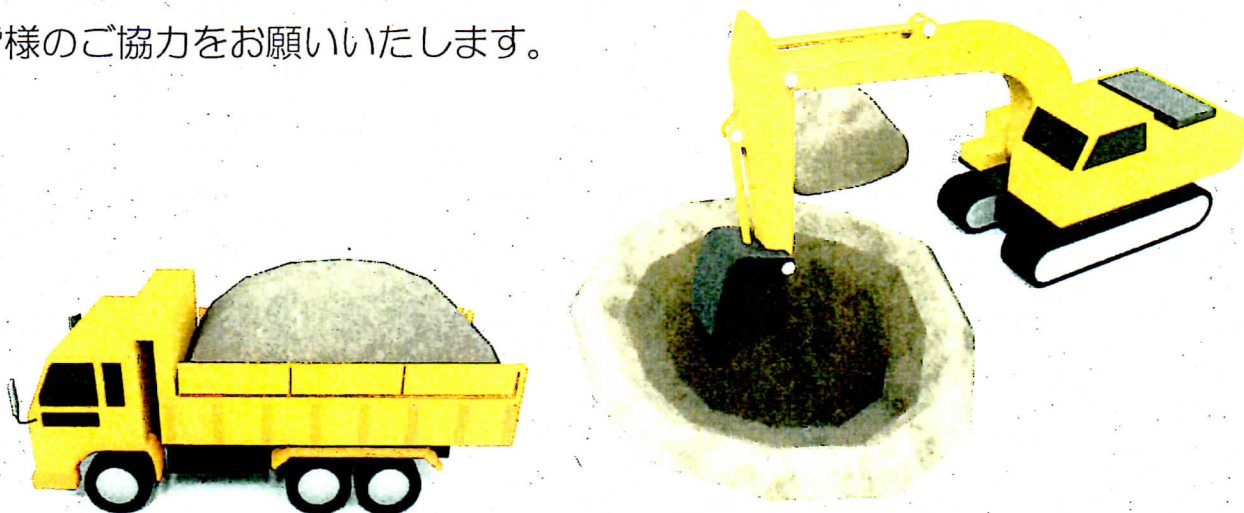
不審な盛土を見かけたら

不審な盛土を見かけたら、情報提供をお願いします。

盛土などを行い、既存の土地の形状を変更する場合は、私有地であっても法令や条例の手続きが必要な場合があります。

情報提供をいただいた場合は、関係部局や関係機関（県など）と連携し、現地確認を実施の上、対応していきます。

皆様のご協力をお願いいたします。



※小田原市土砂条例の対象となるもの

- ・埋立て等の面積が 500 平方メートル以上となるもの。
- ・埋立て等の面積が隣接区域で 1 年以内に埋立て等がされ、その合計が 500 平方メートル以上のもの。
- ・盛土又は切土の高さが 1 メートル以上のもので、かつ土砂等の量が 500 立方メートル以上のもの。

担当所管

○盛土に関すること

農政課 電話0465-33-1496